

## 第1章 社会と政治の概況

2017年10月時点で、ベトナムには1,816<sup>1</sup>の日系企業が進出している。近年は製造業だけでなく、人口9,000万人を超える国内市場をターゲットにした小売業、サービス業の進出も盛んである。日越間の経済交流はかつてないほど緊密になっているが、ベトナムの社会、歴史、経済、政治に対する日本人の知識は必ずしも深いものとはいえない。本章ではベトナムに対する基本的な理解に必要と思われる社会と政治情勢の概要を紹介する。

### 第1節 略史

#### 1. 「北属」と「南進」

現代ベトナムの歴史教科書（ファン・ゴク・リエン監修 2008）は、同国で最初に成立した国家として、文郎（ヴァンラン）国を紹介している。王は代々、雄王（フンヴォン）と称したといい、その命日とされる陰暦3月10日は、現在のベトナムで数少ない祝日の一つである<sup>2</sup>。

ベトナム北部の景勝地として知られるハロン湾は、バクダン（白藤）江という川の河口にある。歴代ベトナム王朝はこの辺りで当時の中国王朝と何度も大きな戦いを経験した。

まず、938年にゴ・クエン（呉権）が南漢軍を同江で撃退し、歴史上初めて中国からの独立を果たした。それまでのベトナム史は、中国への「北属」の時代といわれる<sup>3</sup>。1287年にあった同江の戦いでは、フンダオ（興道）王のチャン・クオック・トアン（陳国峻）がモンゴル（元）軍を全滅させたという。チャン・クオック・トアンは、現在のベトナムでは陳興道（チャン・フン・ダオ）の名で英雄視されている<sup>4</sup>。

中国とはこのような争いを繰り返す一方で、漢字や科挙制度を採用するなど、その文化的・社会的影響を強く受けている。

ベトナム歴代王朝は、キン族（ベト族）<sup>5</sup>が紅河デルタ地帯を拠点に建国したもののだが、北部で中国と抗争を重ねる一方で、中部、南部へと進出していく。これを「南進」という。中部にはチャム族らによるチャンパ王国があり、海洋貿易などで繁栄していた。同王国はベ

1 拠点数。外務省「海外在留邦人数調査統計」を参照。

2 このほかの祝日は、正月（1月1日）、テト（旧正月、1月下旬～2月中旬の5日間）、戦勝記念日（4月30日）、メーデー（5月1日）、建国記念日（9月2日）である。

3 「北属」の時代、徴姉妹（ハイ・パー・チュン）の乱（40～43年）、趙（チュウ）夫人の乱（248年）、李賁（リー・ビー）の乱（544～548年）、馮興（フン・フン）の乱（766～791年）などの蜂起が起きたが鎮圧されていた。なお、馮興の乱の時期、日本の遣唐使・阿倍仲麻呂が、現在のハノイ（タンロン）にあった「安南都護府」に駐在している。

4 ハノイやホーチミンなど主要都市の目抜き通りの名称（チャンフンダオ通り）にもなっている。

5 ベトナムの民族については第2節第3項を参照のこと。

トナム王朝の侵攻を受けて 14 世紀末から衰退していき、1835 年に滅亡する。ベトナム王朝による「南進」の結果、南シナ海<sup>6</sup>西岸に沿って細長い現在のベトナムの国土が形づくられていった。チャム族はいま、少数民族として南部メコンデルタ地帯を中心に居住している。

## 2. 仏植民地統治と民族運動

西欧列強諸国がアジアに進出するなか、ベトナムは 19 世紀にフランスの植民地となった。ベトナムは歴史的に、紅河デルタを中心とする北部の「北圻／バッキ」、中部の狭い沿岸地帯である「中圻／チュンキ」、メコンデルタを中心とする南部の「南圻／ナムキ」に区分される<sup>7</sup>。フランスも北部（東京／トンキン）、中部（安南／アンナン）、南部（交趾支那／コーチシナ）に分割して統治し、トンキンを保護領、アンナンを保護国<sup>8</sup>、コーチシナを直轄植民地とした。なお、現在のベトナムも、北部が首都ハノイ、中部が港湾都市ダナン、南部が商都ホーチミン<sup>9</sup>（旧サイゴン）をそれぞれの中心都市とする三つの経済圏に大きく分かれている。

その後、これらの地域は、同じくフランスの植民地になったカンボジアやラオスなどとともに、「フランス領インドシナ連邦（仏印）」に組み込まれる（図表 1-1 参照）。

フランス植民地統治下では、ベトナム人の民族意識が高揚し、対仏抵抗運動・独立運動が激しくなっていく。20 世紀初頭にかけて民族運動を主導したファン・ボイ・チャウは、ベトナムの青年を日本に留学させるドンズー（東遊）運動<sup>10</sup>を起こした。ベトナムの歴史教科書はこの運動が行われた理由について、日本が「同じ肌の色、同じ漢字文化圏にありながらヨーロッパ資本主義の道を進み、富裕な強国となり、ロシア帝国に勝利したので、頼りにすることができる」と解説している<sup>11</sup>。だが東遊運動は、日本が対仏協力を鮮明にしたため頓挫し、ファンも亡命を余儀なくされる。

日本は第二次世界大戦で、ドイツへの降伏後に成立したフランスの対独協力政権（ヴィシー政府）にインドシナ派遣軍の仏印進駐を認めさせた。さらに大戦末期には仏軍に対してクーデターを起こし（仏印処理）、阮朝皇帝バオ・ダイが日本軍の管理下で独立を宣言した。

---

6 ベトナムでの呼称は「東海」。

7 小倉（1997）11 ページ、253 ページ。

8 アンナンのフエにあった王朝（阮朝）が、フランスの保護下で名目的な存在となったもの。

9 南北統一時の 1976 年に「サイゴン」から、ホーチミン初代国家主席の名前に改称された。同氏と区別するため、都市名としてはホーチミン・シティ（HCMC）が一般的に用いられる。なお、「サイゴン」の名称も現在、川や駅、ホテル、料理店をはじめ、同市のさまざまな場所・施設などで使われている。

10 1907～08 年にかけて、のべ 1,000 人を超える青年が日本で学んだとみられる（小倉 1997 301 ページ）。

11 ファン・ゴク・リエン監修（2008）501 ページ。

図表 1-1 近現代ベトナム関連年表

1887年	フランス領インドシナ連邦成立 (ベトナムはトンキン保護国、アンナン保護国、コーチシナ直轄植民地に分割統治)
1907年	ファン・ボイ・チャウ氏によるドンズー運動開始(多数のベトナム人が日本に留学)
1930年	ベトナム共産党が結成
1940年	日本軍、北部仏印進駐
1945年	日本軍、「仏印処理」(バオ・ダイ帝が日本管理下で独立宣言) 太平洋戦争終結、日本が無条件降伏 「ベトナム民主共和国」(北ベトナム)が独立宣言
1946年	インドシナ戦争(抗仏戦争)が始まる
1949年	「ベトナム国」(南ベトナム、後の「ベトナム共和国」)政権が樹立
1954年	ティエンビエンフーの戦いで仏軍が敗北 ジュネーブ休戦協定が成立(北緯17度線が南北政権の軍事境界線に)
1960年	南ベトナム解放民族戦線が結成
1961年	北ベトナムで「第一次五カ年計画」が始まる
1964年	トンキン湾事件(米国の軍事介入が本格化、ベトナム戦争へ)
1965年	米軍が「北爆」を開始
1968年	テト攻勢
1969年	ホーチミン国家主席死去
1973年	パリ和平協定が成立、米軍撤退 日本と北ベトナムが国交樹立
1975年	南ベトナム政権が崩壊、ベトナム戦争終結
1976年	南北統一、国名を「ベトナム社会主義共和国」に変更 「第二次五カ年計画」開始、生産要素の国有化・集団化を進める
1978年	COMECON(経済相互援助会議)に加盟 ベトナム軍、カンボジア侵攻
1979年	中越戦争
1986年	「ドイモイ(刷新)」といわれる経済改革が始動
1989年	ベトナム軍、カンボジアから撤退
1991年	カンボジア和平パリ協定成立(ベトナムと旧西側諸国が関係改善へ)
1992年	1992年憲法公布
1994年	1994年労働法典公布(1995年1月1日施行)
1995年	米越国交正常化 ASEAN(東南アジア諸国連合)正式加盟
1998年	APEC(アジア太平洋経済協力会議)正式加盟
2001年	1992年憲法改正
2007年	WTO(世界貿易機関)正式加盟
2012年	2012年労働法典(改正労働法)、労働組合法公布

注:1994年労働法典は2002年、2006年、2007年に改正

### 3. インドシナ戦争と経済成長

#### (1) 抗仏戦争（第一次インドシナ戦争）と二つのベトナム

第二次世界大戦中、ベトナムでは「抗仏反日運動」が展開されていた。この運動を担ったベトナム独立同盟（ベトミン）のホーチミン議長は、連合国への日本降伏後の1945年9月2日に、北部ハノイで「ベトナム民主共和国」の独立を宣言した。一方、南部サイゴンでは、当地に復帰したフランスが1949年に先述の元皇帝バオ・ダイを国家元首とする「ベトナム国（後の「ベトナム共和国」）」を樹立させた。

両政府はベトナム統一を目指して争うが、1954年にティエンビエンフーの戦いでフランス軍が敗れたことなどを経て、休戦協定（ジュネーブ協定）が成立する。これにより、ベトナムは北緯17度線を軍事境界線として南北に二つの国家が並存する「分断国家」となった。

#### (2) 対米戦争（第二次インドシナ戦争）と南北統一

ベトナム民主共和国（北ベトナム）の労働党（現共産党）は1960年に、南部を武力解放する方針を決定する。そして、ベトナム共和国（南ベトナム）で同年、労働党の指揮の下、民族解放戦線による反政府運動が始まった<sup>12</sup>。

インドシナ半島から撤兵したフランスに代わって、アメリカが中心になって南ベトナム政府を支援した。アメリカは1964年のトンキン湾事件を契機に軍事介入を本格化し、1965年からは北ベトナムを空爆（北爆）するようになる。これに対して解放戦線は1968年に「テト攻勢」を行うなど抵抗を強めた。1973年にパリ和平協定が成立してアメリカはベトナムから撤退し、75年には民族解放戦線が南ベトナム政府を倒した。翌年、南北が統一し、「ベトナム社会主義共和国」<sup>13</sup>になる。

日本では政府が南ベトナム政府を承認するなかで、「ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）」による市民の反戦運動が広がった。米軍撤退後の1973年、日本政府は当時の北ベトナム政府と国交を樹立した。

#### (3) カンボジア紛争（第三次インドシナ戦争）とドイモイ

ベトナム軍は1978年末にカンボジアの親越勢力を支援する形で同国に侵攻した。年明けにポル・ポト（クメール・ルージュ、民主カンプチア）政権は打倒され、カンプチア人民共和国（ヘン・サムリン政権、プノンペン政権）が成立する。その後、ポル・ポト政権を支援

---

12 松岡（2001）68～70 ページ。民族解放戦線はアメリカや南ベトナム政府から「ベトコン（越共）」といわれた。1969年には「南ベトナム共和国臨時革命政府」を樹立する。

13 2018年8月現在、国連加盟国のうち、国名に「社会主義」を冠するのはベトナムとスリランカ（スリランカ民主社会主義共和国）のみである。スリランカは複数政党制の政治体制をとっており、ベトナムは、共産党系の政党が事実上一党支配する国家で「社会主義」の名称を有する唯一の存在となっている（中国は「人民共和国」、ラオスは「人民民主共和国」、北朝鮮は「民主主義人民共和国」、キューバは「共和国」）。2013年の憲法改正時には、国名を以前の「ベトナム民主共和国」に戻すことが検討されたという（中野 2013 41 ページ）。

していた中国が「懲罰」と称してベトナムに侵攻する「中越戦争」も勃発した。

首都や主要都市から退いたポル・ポト派の「民主カンブチア」政権はそれまで対立・弾圧していた王党派（シハヌーク派）、親米派（ソン・サン派）と「三派連合政府」を組み、西側欧米諸国や中国が支援。一方、「プノンペン政権」はベトナムのほかソ連など東側諸国の後ろ盾を得て、同国の紛争は東西冷戦及び中ソ対立の代理戦争として長期化した。ベトナム軍は 1989 年まで同国に駐留するが、その間、ベトナムの対外関係はソ連を中心とする社会主義陣営の東側諸国などに限られ、国際的に孤立する時期が続いた。

ベトナムの計画経済、統制経済は北ベトナムでの第一次五ヵ年計画（1961～65 年）に始まる。南北統一後の 1976 年には第二次五ヵ年計画（1976～80 年）がスタートし、土地・資本など生産要素の国有化・集団化など、急進的な社会主義化が行われた。だが、この政策は、統一前は資本主義経済のもとで生活していた南部住民などの強い反発を受けた<sup>14</sup>。

ベトナムは 1978 年に COMECON（経済相互援助会議）に加盟するなど、東側社会主義陣営の一員として、ソ連・東欧諸国などから経済支援を受けていた。だが、これらの国々の計画経済、統制経済はその非効率さから低迷し、抜本的な見直しを迫られていく。ベトナムの計画経済、統制経済も 1980 年代半ばに、農業生産の停滞が招いた食料不足、アメリカなど西側諸国による経済制裁、そしてソ連・東欧諸国からの支援の激減などで行き詰っていった<sup>15</sup>。

こうしたなか、1986 年に「ドイモイ（刷新）」といわれる漸進的な経済改革が始まる。市場メカニズムの導入、私営部門の経済活動の容認、国有企業への独立採算制の導入などの政策がとられていき、今日に至る急速な経済発展の基盤になる。

対外関係では、1989 年にカンボジアから撤退し、その後、同国で和平が成立したことから、この問題で対立していた西側諸国や中国との関係が改善する。ベトナム戦争で戦火を交えたアメリカとも 1995 年に国交を正常化した。周辺諸国との関係強化も重視され、同年には ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟した。日本も最大の援助国として経済的な結びつきを強めていく。一方、近年、中国とは南シナ海の領土問題などで再び関係が悪化している。

## 第 2 節 ベトナム社会の特徴

### 1. 風土

ベトナムの国土はインドシナ半島の東側、南シナ海沿いにゆるやかな S 字を描いて南北に細長く、北は中国雲南省との国境山岳地帯から南はカマウ岬まで全長 1,650km に及ぶ。面積は 33 万 1,212km<sup>2</sup>で、日本の 9 割ほどである。

北部には雲南省を源流とする紅河、南部にはチベットを水源にミャンマー、ラオス、タイ、

---

14 社会主義化に反発する多くの住民が国外に脱出し、「インドシナ難民（ベトナム難民）」として国際問題となった。海から漁船などの小型船に乗って逃れた人たちが「ボートピープル」と呼ばれた。

15 坂田（2012）318～319 ページ。

カンボジアと流れてきたメコン川の河口があり、それぞれ肥沃で広大なデルタ地帯を形成している。両デルタはベトナム農業において重要な穀倉地帯である。

北部の中国及び中部のラオスとの長い国境沿いは山岳・丘陵地帯で、さまざまな少数民族が居住している。

気候は南北で異なる。北部は亜熱帯性気候に属し、夏冬で寒暖の差がある。南部は熱帯モンスーン型気候で年間を通して高温である。1年は雨季（5～10月）と乾季（11～4月）に分けられる。

日本との時差はマイナス2時間で、サマータイムは導入されていない。

## 2. 言語

公用語はベトナム語である。その文字は「クオック・グー（国語）」といわれ、声調記号の付いたベトナム式アルファベットで表記される。19世紀までは漢字・漢文が王朝の公的文書の書き言葉として使用されていた<sup>16</sup>。

アルファベット表記はヨーロッパのカトリック宣教師によって考えられ、主に布教の手段として用いられ<sup>17</sup>、フランスの植民地統治下で正式な文字に採用された。

1945年に独立したベトナム民主共和国（北ベトナム）もこれを正式な文字として採用し、一般国民の識字率向上をはかった。大戦間期には9割が非識字者だったともいわれるが<sup>18</sup>、ベトナム統計総局の推計の推計によると、2015年の15歳以上人口の識字率は94.9%に達している。「クオック・グー」の導入は、過去の歴史的な文書の読解が困難になるなどその文化的断絶という問題を招いた。一方、文字として複雑な漢字からの移行は、一般国民への文字の迅速な普及・浸透、識字率の向上には効果的だったとみられる。

## 3. 民族・宗教

ベトナムは「ベトナムの国土で共に生活する各民族の統一国家である」と2013年憲法（5条）で規定される多民族国家である。現在、54の民族が政府に公認されている。2009年国勢調査によると、その大多数（9割弱）をキン族（中国語：京族）が占める。キン族はベト族（越族）ともいわれ、「狭義のベトナム人」とされる。

これ以外の53の少数民族の多くは国境付近の山岳地帯を中心に居住している<sup>19</sup>。主な民族として、タイ語系（タイー（トー）族、ターイ族、ヌン族など）、メオ・ザオ語系（フモン（モン、ミャオ）族、ザオ（ヤオ）族など）、マレー語系（チャム族、ザライ族など）、モン・クメール語系（クメール族など）の諸民族や、キン族に近いムオン族などがある。南部

---

16 ベトナム式漢字「字喃（チュノム）」が考案され、その使用を重視する時期もあったが、構造の複雑さから普及せず、漢字に代わることはなかった（今井・岩井（2012）66ページ、加藤（1991）10～11ページ）。

17 加藤（1991）10～11ページ。

18 今井（2012）69ページ。

19 チャム族、クメール族は南部メコンデルタの平野地帯を中心に居住している。

の都市にはホア族（華人・華僑・中国人）も多い。

主な宗教は仏教、キリスト教（カトリック、プロテスタント）、イスラム教、カオダイ（高台）教、ホアハオ（和好）教などである。憲法 24 条は「信仰・宗教の自由」を定め、「各宗教は法令の下に平等」としている。2009 年の国勢調査によると、信徒数が最も多いのは仏教（約 650 万人）で、カトリック（約 570 万人）が続いている。カオダイ教（約 80 万人）、ホアハオ教（約 143 万人）はいずれもフランス統治時代に南部メコンデルタで誕生した新興宗教である。

### 第 3 節 政治概況

#### 1. 政治体制

ベトナム共産党<sup>20</sup>を唯一の合法政党とする社会主義政治体制を採っている。1992 年憲法の制定で、党が国家・社会の管理・運営の基本方針や方向性を決定し、その具体化や実践は国家機関（立法、行政、司法<sup>21</sup>）に委ねる「党と国家の役割分担」が明確化された。ただし、「党が指導し、国家が管理し、人民が主人になる」というそれまでの政治体制の原則は維持されており<sup>22</sup>、現行 2013 年憲法でも基本的に変わっていない。

#### 2. 元首

国家主席（大統領）<sup>23</sup>が国家元首に相当する。国会が国会議員の中から選出する<sup>24</sup>。任期は国会の任期に準じる。任務は国会が採択した法規や決定を公布すること、国家の主要人事案件を国会に提案し、その承認を求めることなどに限定されている。

国家主席はベトナム共産党の最高指導部である政治局員を兼ねる。政治局員の序列は通常、書記長、国家主席、首相、国会議長の順となっており<sup>25 26</sup>、国家主席のポストは党内で書記長に次ぐナンバー 2 の位置付けである。

---

20 1930 年にインドシナ共産党、アンナン共産党、インドシナ共産主義者同盟が統合して発足した。その後、インドシナ共産党と改名し、1951～76 年はベトナム労働党と称す。

21 ベトナムの「立法・行政・司法」は「三権分立」ではなく「三権分業」とされる（遠藤 2012 267 ページ）。2013 年憲法 2 条は、国家権力（国会、政府、人民裁判所、人民検察院）は「統一」されており、三権それぞれの実現において、各国家機関間で「配分・協同・抑制（点検）」（JICA 仮訳）されるものと規定している。

22 遠藤（2012）267 ページ。

23 ベトナム語で Chủ tịch（主席） nước（国）。英語の呼称は President。日本外務省は「国家主席」と邦訳。92 年憲法制定前の 1981～92 年は「国家評議会」という集団的大統領機関（議長、副議長、委員で構成）が設けられており、現在の国家主席と国会常務委員会の役割を担っていた（白石 2000、34 ページ）。

24 ベトナム共産党を唯一の合法政党とするベトナムでは、国家元首のほか首相・閣僚等政府首脳的人事は、5 年に 1 度開かれるベトナム共産党大会における党幹部人事で事実上決まる。通常、現在では「西暦の 1 の位が 1 と 6 の年（例えば、直近では 2011 年、2016 年）」にある党大会後に開かれる国会で、国家機関・政府首脳的人事が正式に提案・承認され、新内閣が発足する流れになっている。

25 遠藤（2012）270 ページ。

26 この最高指導部 4 人は「四柱」といわれる（アジア経済研究所編 2017 219 ページ）。

### 3. 議会

一院制で任期は 5 年、全国普通選挙によって選出される。選挙権は満 18 歳以上、被選挙権は満 21 歳以上である。

候補者は中央・地方の国家機関や軍隊、祖国戦線<sup>27</sup>傘下組織からの推薦を受け、祖国戦線の幹部による事前審査を経た後で確定する。国家機関などから推薦を受けない独自候補も、祖国戦線による事前審査の対象となる。祖国戦線は共産党に指導されているため、候補者は事実上、党の容認する候補に限定される。

本会議は通常、年二回召集される。また、(1)国家主席、首相の要求、(2)国会常務委員会<sup>28</sup>の決定、(3)国会議員総数の三分の一以上の要求、のいずれかの場合、臨時国会が召集される。

会期は 30～40 日程度であり、休会中は国会常務委員会がその任務や権限の多くを代行する。法律案を国会に提出する権利は、国家主席、国会常務委員会、民族評議会<sup>29</sup>及び国会各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、祖国戦線及びその構成組織、国会議員にある。国会議員には「法律に関する建議を提出する権利」もある。

法律 (Law) QH (=ベトナム語の略称、以下同) の下位法令として、政府レベルの「政令」(Decree) ND、(行政) 省レベルの「決定」(Decision) QD、「通達」(Circular) TT などがある。法律の制定権は国会だけに与えられているが、下位法令は(行政) 省などの国家機関にも認められている<sup>30</sup>。

なお、後述する地方の各レベルには「人民評議会」という「地方議会」に相当するものが設置されており、その議員は住民の直接投票で選ばれる。

### 4. 政党

先述のとおり、ベトナム共産党が唯一の合法政党である。同党は 92 年憲法で「労働者階級の先導者として、かつ労働者階級、労働する人民及び全ての国民の利益を忠実に代表し」、「国家及び社会を指導する勢力」と規定されている。

党の中央レベルの最高意思決定機関である党大会(全国代表大会)は原則として 5 年に一回開かれ、指導部の構成員である政治局員、中央委員が決まる。最高指導者である書記長は政治局員の中から選ばれる。

党の組織は、同国の行政機構やさまざまな団体にも該当することだが、水平的には「部門」

---

27 ベトナム共産党がベトナム労働総同盟、ホーチミン共産主義青年団、ベトナム退役軍人会、ベトナム女性連合会、ベトナム農民会など国内各分野の組織と構成する統一戦線形態の政治連合団体。「ベトナム独立同盟」(ベトミン)を前身とし、1955年に「祖国戦線」へと改組。1976年の南北統一後、南ベトナムの解放民族戦線などと統合して現在の組織になる。

28 国会の常任機関として設置され、国会議長、国会副議長、委員を構成員とする。

29 国会で民族問題を担当する委員会。

30 遠藤(2008)179ページ。

(nganh)、垂直的には「級」(cap) という単位で構成される<sup>31</sup>。例えば、党内には「教育・科学委員会」「経済委員会」「財政・管理委員会」「対外委員会」など専門分野ごとの「部門」が設けられている。一方、「級」とは中央から地方に至る統治レベルを指す。党の場合、「党中央」を頂点として、同国の地方行政区分(後述)等に対応して、「(地方)省」「県」「基礎(「社」など)」の各レベル(=級)に党委員会がある。それぞれのトップは書記といわれる。

## 5. 行政機構

行政組織は「中央レベル」「省(Province, ベトナム語: Tỉnh)レベル」「県(District, 同: Huyện)レベル<sup>32</sup>」「社(Commune, 同: Xã)レベル<sup>33</sup>」の各階層に区分される。2017年5月現在、「省レベル」には、58の省と五つの中央直轄市(Thành phố trực thuộc tỉnh, ハノイ、ホーチミン、ダナン、ハイフォン、カントー)がある。

「中央レベル」の行政組織(政府)はベトナムにおける最高の国家行政機関である。法執行権を行使し、国会の執行機関であるとともに、国会に対して責任を負う(2013年憲法第94条)。政府は首相、副首相、各大臣などで構成される。政府ウェブサイトによると、2018年8月現在、中央レベルで22の省庁等が存在する。

「省」「県」「社」の各レベルには、それぞれ「人民委員会」といわれる行政機関がある。人民委員会のメンバーは、前述の人民評議会が選出する<sup>34</sup>。人民委員会のトップが、そのレベルの行政機関の長(省なら省長)に当たる。

中央レベルで労働分野を所管するのは労働・傷病兵・社会問題省(Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs: MOLISA)である。地方省レベルでは、労働・傷病兵・社会問題局(Department of Labor, War Invalids and Social Affairs: DOLISA)の管轄になる。

## 6. 司法制度

1992年憲法が2001年に一部改正され、第2条の「国家の性格」がそれまでの「人民の、人民による、人民のための国家」から「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家」へと修正された。「社会主義的」という枠内ではあるが、「法治国家」の確立が始めてうたわれたことになる。

現行の2013年憲法はこの「国家の性格」を踏襲しつつ、「人民裁判所」を同国で司法権を行使する審理機関と規定し、その任務を「正義」「人権、市民権」「社会主義制度」「国の利益、組織、個人の権利及び合法的な利益」の擁護とした(102条)。「司法権」という概念は、

---

31 白石(2000)18ページ。

32 県のほか、市社(Thị xã)、省直轄市(thành phố trực thuộc tỉnh)、郡(Quận)という行政単位がある。

33 社のほか、市鎮(Thị trấn)、坊(Phường)という行政単位がある。

34 野本(2000)260ページ。

この改正で始めて条文に記載された。

ただし、ベトナムにおける「司法権」は、先述注 21 で述べたように、独立した機関がそれぞれの機能を抑制する「三権分立」の一つとしての権力ではなく、その役割は、「統一された国家権力」の一部を分業して担うものとされる。例えば国会に対する違憲立法審査権が認められていないなど、その機能は制約されている。

人民裁判所は「最高人民裁判所」「省級人民裁判所」「県級人民裁判所」の三級構成になっている。審理は原則として二審制で行われ、「県級」が第一審のときは「省級」が、「省級」が第一審のときは「最高裁」がそれぞれ控訴審になる。控訴審の判決が下ると、当事者は上訴できない<sup>35</sup>。

## 小 括

植民地支配から脱し、社会主義政権が南北統一国家を形成してから 40 年以上が経過した。現在ではドイモイ政策のもとで市場経済の浸透、国営企業の改革などが進められ、急速な経済発展を遂げている。一方、政治的には共産党の単一支配が続き、腐敗や汚職の温床になっていることや、「部門」や「級」などのセクショナリズムが行政や経済システムの硬直化、非効率化を招いていることについて、ときに共産党内部からも批判・警告が発せられている<sup>36</sup>。

また、結社の自由が事実上認められず、政党は共産党、労働組合は同党系の VGCL（ベトナム労働組合総連合）に限定されるなど、さまざまな制約が課されていることも、国際機関や欧米諸国などから批判されている。今後はいかにしてグローバル基準に適した自由で公正な経済、社会システムを築いていくのが、ベトナムが国際社会の中で魅力ある経済的パートナーとしての地位を高めるために、避けて通れない課題といえるだろう。

---

35 事実認定や法令適用の誤りを是正するための「再審」「監督審」は存在するが、その審理を申し立てる権利は当事者になく裁判所にある。

36 例えば 2016 年に開かれた第 12 回共産党大会の政治報告では「無駄がなく、効率的・効果的に活動する政治システム全体の組織機構を建設する：汚職、乱費、官僚主義撲滅の戦いを推進する」ことが、今後の主要任務の一つにあげられている（石塚 2017 27 ページ）。